

令和 8 年和泉市議会第 3 回定例会議案書（報告その他議案）目次

種別及び番号	件名	摘 要
認定第 1 号	令和 7 年度和泉市一般会計決算認定について	P. 2
認定第 2 号	令和 7 年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について	P. 3
認定第 3 号	令和 7 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について	P. 4
認定第 4 号	令和 7 年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について	P. 5
認定第 5 号	令和 7 年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	P. 6
認定第 6 号	令和 7 年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 8
認定第 7 号	令和 7 年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について	P. 9
認定第 8 号	令和 7 年度和泉市公共浄化槽事業会計決算認定について	P. 10
認定第 9 号	令和 7 年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 11
報告第 17 号	令和 7 年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について	P. 13
報告第 18 号	令和 7 年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について	P. 14
議案第 62 号	工事請負契約締結について（（仮称）防災備蓄倉庫新築工事）	P. 16
議案第 63 号	工事請負契約締結について（宮之前橋橋 ^{りょう} 梁架替工事（R8－9））	P. 23
議案第 66 号	財産取得について（高規格救急自動車）	P. 28
議案第 68 号	令和 7 年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 30

頁数には、表紙・目次を含みます

認定第 1 号

令和7年度和泉市一般会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度和泉市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 2 号

令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 3 号

令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 4 号

令和7年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度和泉市介護保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 5 号

令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 1 号から第 5 号までの参考資料

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（決算）

第 233 条 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

認定第 6 号

令和7年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度和泉市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 7 号

令和7年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度和泉市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 8 号

令和7年度和泉市公共浄化槽事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度和泉市公共浄化槽事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 9 号

令和7年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度和泉市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

認定第 6 号から第 9 号までの参考資料

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（決算）

第 30 条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（中略）に付さなければならない。

5～9 略

報告第 17 号

令和7年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和7年度決算に基づく和泉市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

(単位：パーセント)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.44)	— (16.44)	3.1 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 () 内は、早期健全化基準を記載

報告第 18 号

令和7年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和7年度決算に基づく和泉市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

(単位：パーセント)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
公共下水道事業会計	—
公共浄化槽事業会計	—
病院事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示

報告第 17 号及び第 18 号参考資料

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）抜粋

（健全化判断比率の公表等）

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 略

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 略

議案第 62 号

工事請負契約締結について

(仮称) 防災備蓄倉庫新築工事請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称) 防災備蓄倉庫新築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 234,080,000円 |
| 5 契約の相手方 | 堺市西区宮下町12番1号
堺土建株式会社
代表取締役 下川 好隆 |

議案第 62 号参考資料

(仮称) 防災備蓄倉庫新築工事概要

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 場 所 | 和泉市一条院町地内 |
| 2 | 工 事 種 別 | 建築一式工事 |
| 3 | 工 事 内 容 | 倉庫（鉄骨造 平屋建 建築面積 1,066.02㎡ 延床面積 824.02㎡）
駐車場整備工事 10区画 |
| 4 | 工 期 | 自 令和8年 月 日（議決の日）
至 令和9年 6月30日 |

議案第 62 号参考資料
工事請負契約締結について
（（仮称）防災備蓄倉庫新築工事）

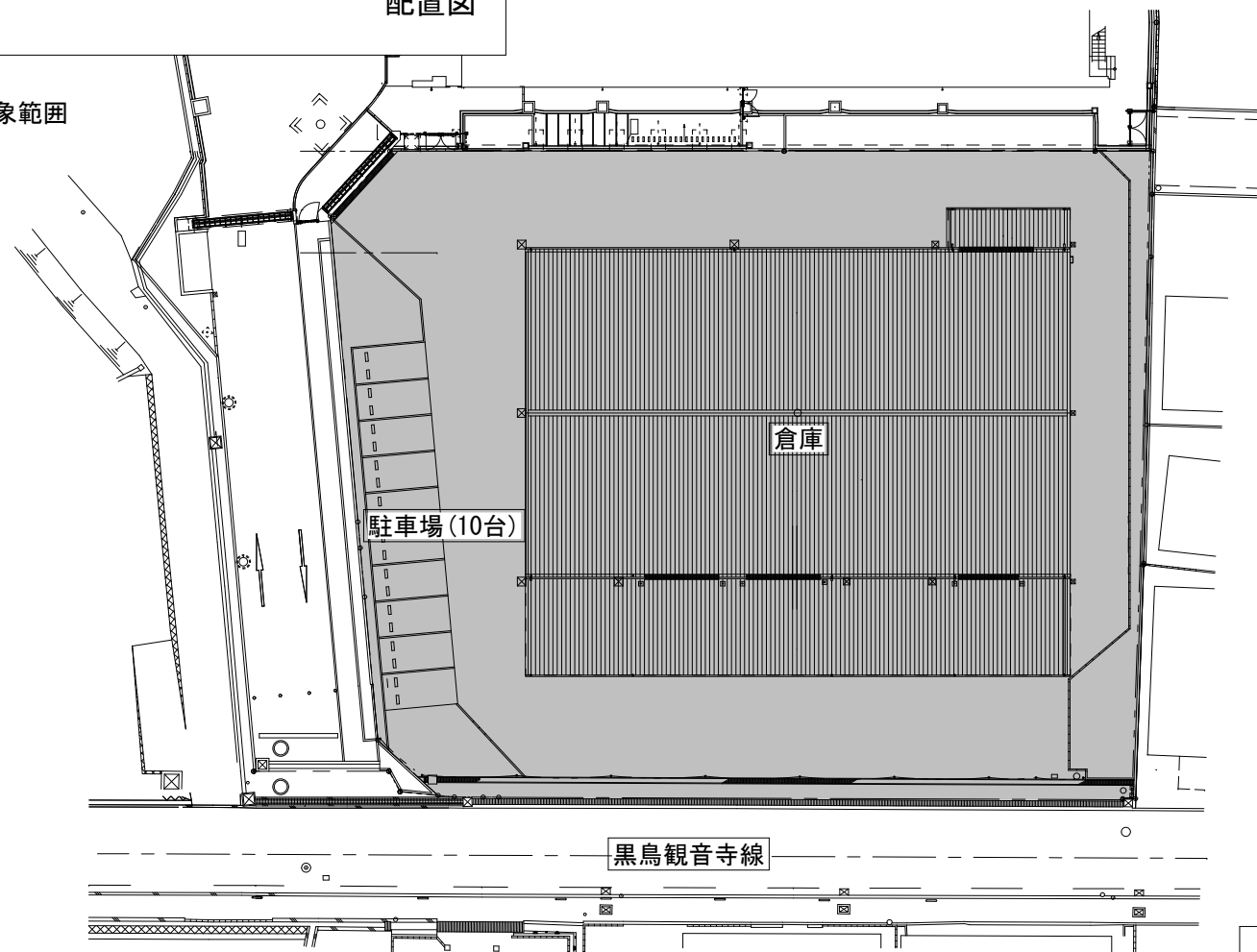
位置図



議案第 62 号参考資料
工事請負契約締結について
（（仮称）防災備蓄倉庫新築工事）

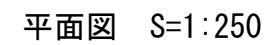
配置図

■ : 工事対象範囲



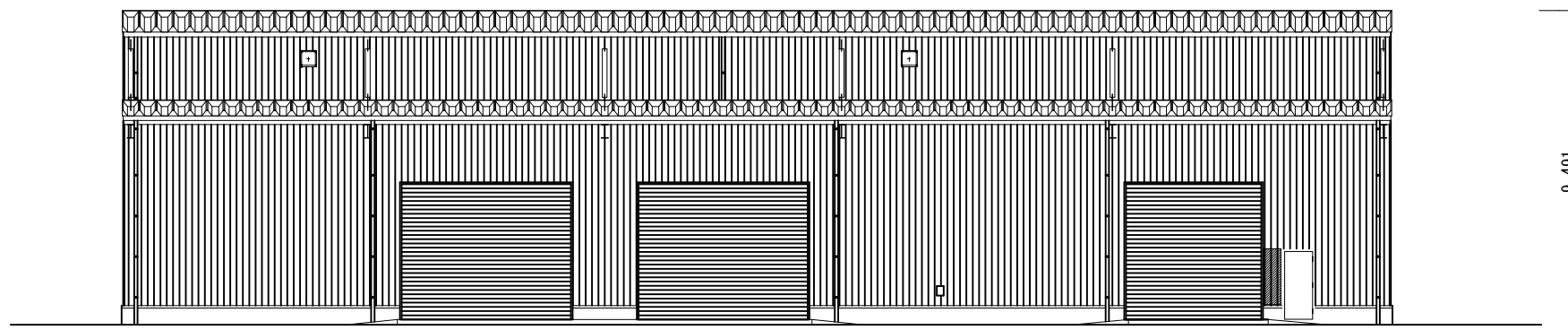
配置図 S=1:500

平面图

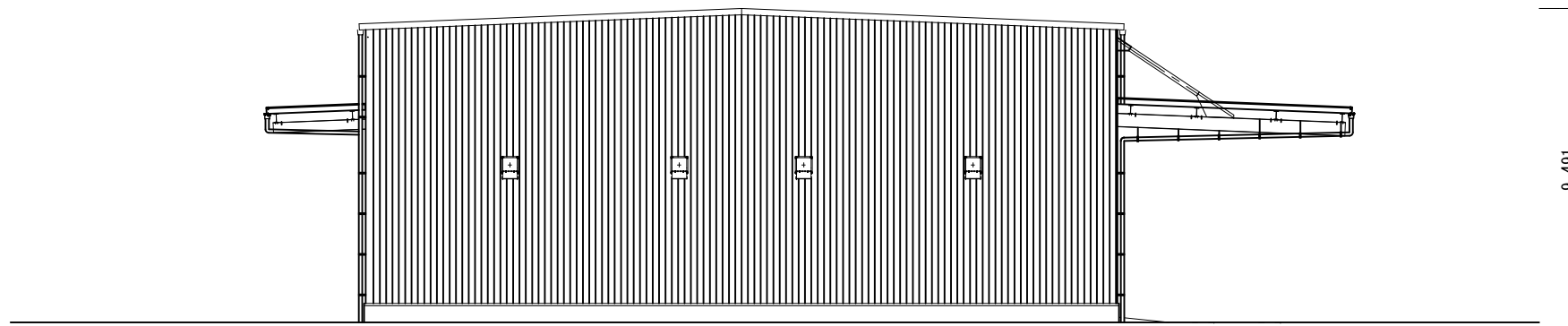


議案第 62 号参考資料
工事請負契約締結について
((仮称) 防災備蓄倉庫新築工事)

立面図



西立面図

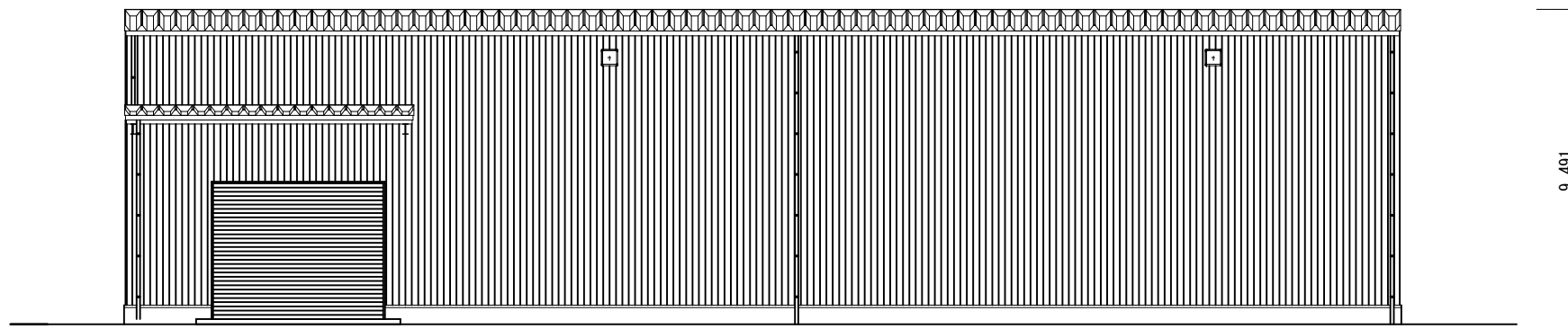


北立面図

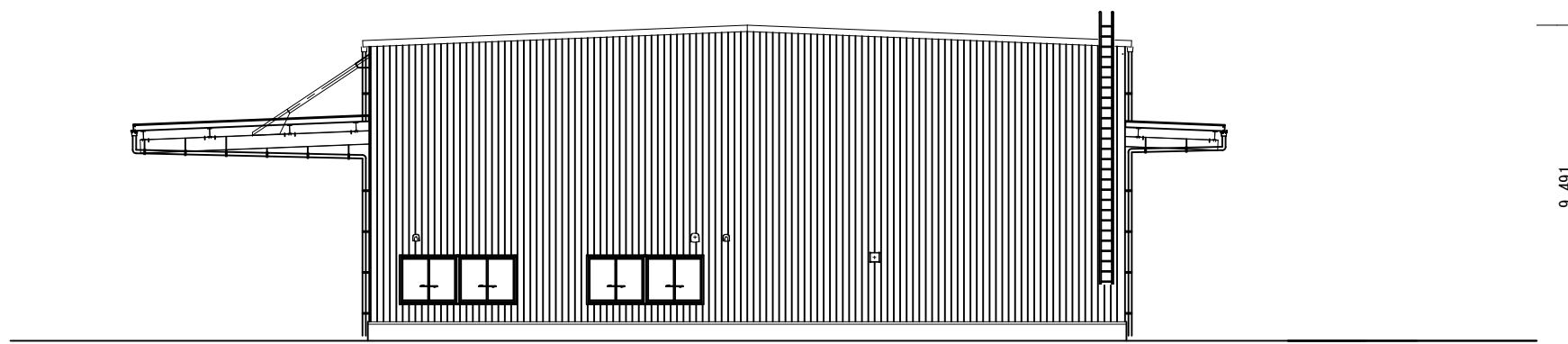
立面図 S=1:200

議案第 62 号参考資料
 工事請負契約締結について
 （（仮称）防災備蓄倉庫新築工事）

立面図



東立面図



南立面図

立面図 S=1:200

議案第 63 号

工事請負契約締結について

宮之前橋橋^{りょう}梁架替工事（R 8－9）請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 宮之前橋橋 ^{りょう} 梁架替工事（R 8－9） |
| 2 契約者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 314,862,900円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市池上町一丁目2番3号
矢野建設株式会社和泉支店
支店長 野中 昇 |

議案第 63 号参考資料

宮之前橋^{りょう}橋梁架替工事（R8－9）概要

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 場 所 | 和泉市仏並町、小野田町地内 |
| 2 工 事 種 別 | 土木一式工事 |
| 3 工 事 内 容 | 上部工架設工 一式、既設橋台撤去工 一式、新設橋台設置工 一式、護岸工 一式、取付道路工 一式、
仮設工 一式、附帯工 一式 |
| 4 工 期 | 自 令和 8 年 月 日（議決の日）
至 令和10年 3月31日 |

議案第 63 号参考資料

工事請負契約締結について

(宮之前橋橋梁架替工事 (R8-9))

位置図

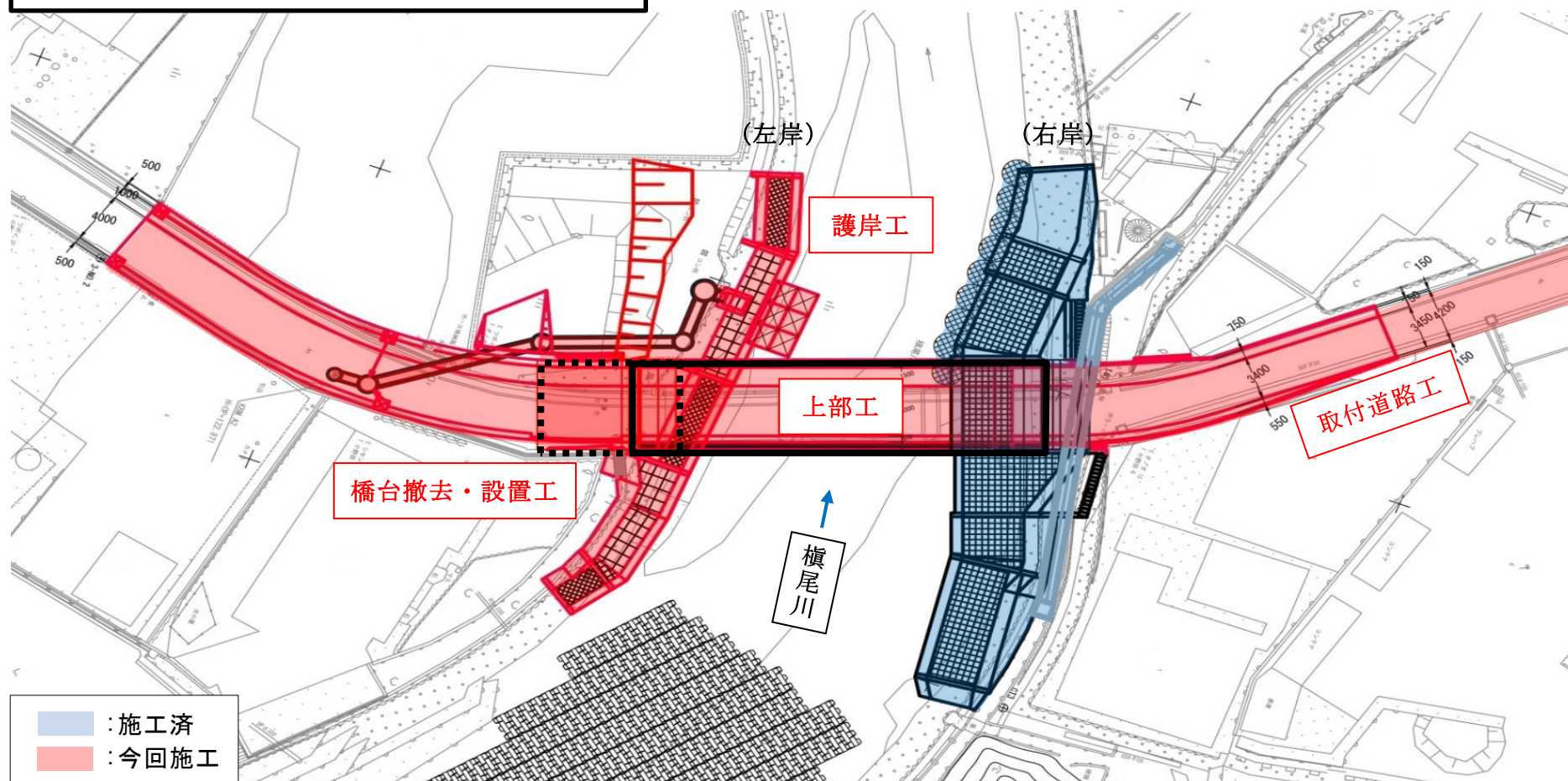


議案第 63 号参考資料

工事請負契約締結について

(宮之前橋橋梁架替工事 (R8-9))

平面図



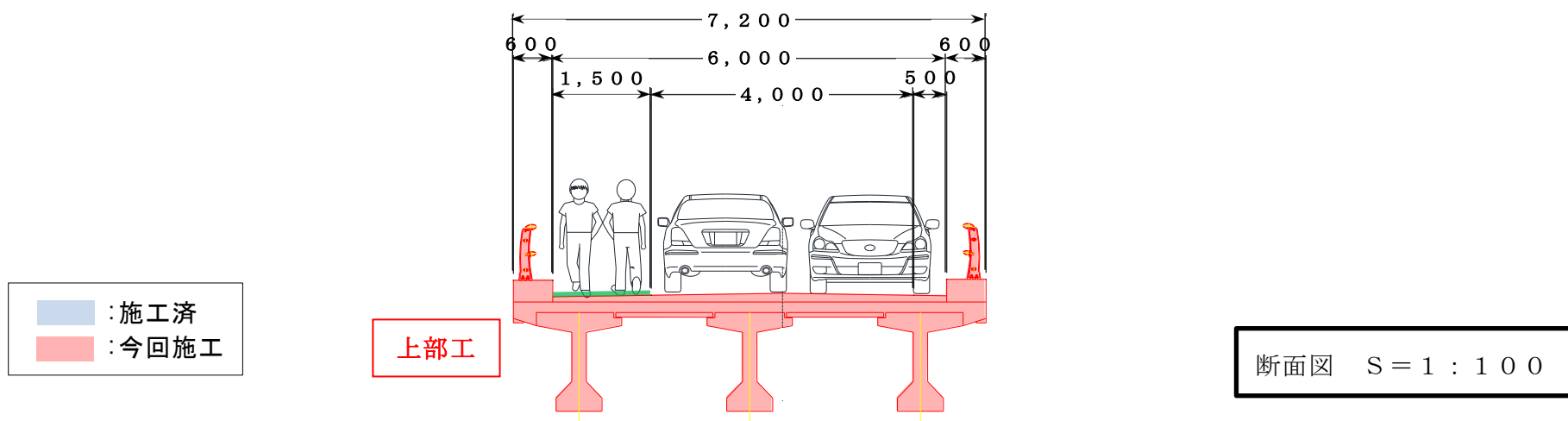
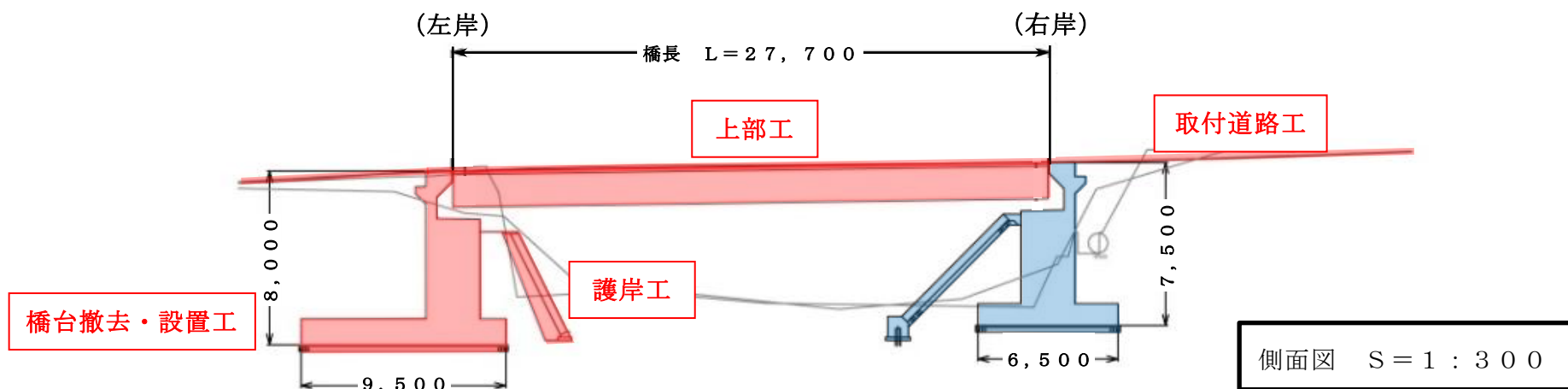
平面図 S = 1 : 400

議案第 63 号参考資料

工事請負契約締結について

(宮之前橋橋梁架替工事 (R8-9))

側面図・断面図



議案第 66 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 20,768,000円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市西区川口二丁目3番11号
日産大阪販売株式会社法人営業支援部
部長 花岡 雅彦 |

議案第 66 号参考資料

- 1 納入場所 和泉市府中町四丁目 10 番 16 号
 和泉市消防本部
- 2 納入期限 令和 9 年 2 月 19 日
- 3 取得内容 高規格救急自動車 1 台

議案第 68 号

令和7年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和7年度和泉市公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

令和7年度 和泉市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	剰余金				資本合計
		資本剰余金	利益剰余金			
			減債積立金	未処分利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
前年度末残高	8, 532, 699, 390	753, 281	752, 310, 345	414, 582, 917	1, 166, 893, 262	9, 700, 345, 933
当年度変動額	167, 020, 045	9	△474, 278, 424	835, 877, 506	361, 599, 082	528, 619, 136
資本金の受入	167, 020, 045	0	0	0	0	167, 020, 045
受贈財産の受入	0	9	0	0	0	9
減債積立金の取崩し	0	0	△474, 278, 424	474, 278, 424	0	0
当年度純利益	0	0	0	361, 599, 082	361, 599, 082	361, 599, 082
当年度末残高	8, 699, 719, 435	753, 290	278, 031, 921	1, 250, 460, 423	1, 528, 492, 344	10, 228, 965, 069
議会の議決による処分額	474, 278, 423	0	360, 000, 000	△834, 278, 424	△474, 278, 424	△1
減債積立金の積立	0	0	360, 000, 000	△360, 000, 000	0	0
資本金への組入れ	474, 278, 424	0	0	△474, 278, 424	△474, 278, 424	0
土地台帳の記簿更正	△1	0	0	0	0	△1
当年度末処分後残高	9, 173, 997, 858	753, 290	638, 031, 921	416, 181, 999	1, 054, 213, 920	10, 228, 965, 068

議案第 68 号参考資料

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜粋

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3、4 略